平成２６年（フ）第２２９８号
大阪府吹田市岸部中２丁目15番５号
債務者　町屋カフェ太郎茶屋鎌倉千里山店こと　小原　悦嗣
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９号
堺市中区深阪2377番地１―101号、前住所堺市堺区神明町東２丁２番16号
債務者　三好　真司
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５１号
札幌市東区北36条東３丁目２番７号　ピュアハウスＡ201号
債務者　武内　　薫
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　紘生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４８号
名古屋市緑区大形山511番地　エスポワール滝ノ水106号
債務者　志向塾こと　伊藤　貴雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２８号
愛知県春日井市八田町３丁目９番地15
債務者　高橋　文夫
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　俊祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４号
愛知県豊田市栄町５丁目14番地７
債務者　大嶋　昌子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田乾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８５７号
名古屋市守山区小幡２丁目６番23号、従前の住所三重県鈴鹿市南玉垣町6789番地の３
債務者　西松　裕司
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
新潟県柏崎市大字藤井812番地６
債務者　飛田　成雅
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
福井県鯖江市吉江町601番地
債務者　江川建築工業こと江川宗㭎こと　李　宗㭎
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　昌寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９５号
大阪市中央区高津３丁目１番６―406号
債務者　松本　美蘭
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５０号
兵庫県三田市けやき台３丁目58番地10、申立時の住所愛知県岡崎市岡町字東神馬崎北側７番地１　社員寮Ｑ
債務者　小田　拓人
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
愛知県岡崎市中町７丁目18番地12
債務者　濵田　節子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
愛知県岡崎市北本郷町字河原５番地８
債務者　山南　澄子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｈ―806号
債務者　長谷川由紀子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３９２号
大阪府東大阪市長田東１丁目７番12―801号
債務者　塩﨑　升子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０８号
大阪市浪速区大国２丁目18番12号　グルパ大国町４Ａ号
債務者　大都　貴史
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６１号
大阪市東住吉区東田辺２丁目４番１―504号
債務者　西村美佐枝
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部